

第 百 十 八 号 議 案

江戸川区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年十一月二十二日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区立幼稚園使用条例の一部を改正する条例

江戸川区立幼稚園使用条例（昭和二十九年三月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「月額四千元」を「月額六千元」に改める。

付 則

この条例は、令和五年一月一日から施行する。

（説明）

一時的に保護者による保育が困難になる状況等を考慮して行う教育課程に係る教育時間外の教育活動の保育料の限度額を引き上げる必要があるので、本案を提出いたします。